

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設 拡充 延長 その他 ）

No	6	府省庁名	総務省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	地方独立行政法人に対する寄附金等・重要文化財等の譲渡に係る課税標準の特例措置の拡充		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地方独立行政法人制度に係る税制上の措置を講ずること 地方独立行政法人は、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業を行う法人であり、地方独立行政法人制度を活用することで、目標による管理と適正な実績評価、業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化、徹底した情報公開等により、業務の効率性や質の向上が期待される。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>○現行、地方独立行政法人に対して個人・法人が寄附を行った場合に、以下の課税標準の特例措置が設けられている（以下、「特例①」と総称）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産を寄附した場合に、譲渡所得をなかったものとみなす（個人住民税） ・寄附金を支出した場合に、一定金額を所得額から控除（個人住民税） ・寄附金を支出した場合に、一定金額を損金に算入（事業税） <p>○また、現行、地方公共団体等に対して個人・法人が重要文化財等を譲渡した場合に、以下の特例措置が設けられている（以下、「特例②」と総称）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人が重要文化財（土地を除く）を国（独立行政法人国立文化財機構、国立美術館、国立科学博物館を含む。）又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得については、所得税は課されないこととなっており、個人住民税の所得割については、課税標準の特例措置を適用し、算定している（以下、「特例②-1」と略す）。 ・個人が重要有形民俗文化財（土地を除く）を国（独立行政法人国立文化財機構、国立美術館、国立科学博物館を含む。）又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得については、その2分の1に相当する金額が控除されることとなっており、個人住民税の所得割については、課税標準の特例措置を適用し、算定している（平成26年12月31日までの時限措置）（以下、「特例②-2」と略す）。 ・個人又は法人が史跡、名勝、天然記念物及び重要文化財として指定された土地を国（独立行政法人国立文化財機構及び国立科学博物館を含む。）又は地方公共団体に譲渡する場合の譲渡所得については、原則として、2,000万円までの特別控除または損金算入の特例の適用を受けることとなっており、個人住民税又は事業税の所得割については、課税標準の特例措置を適用し、算定している（以下、「特例②-3」と略す）。 <p>○地方公共団体からの要望を踏まえ、平成25年度内に地方独立行政法人法施行令の改正を行い、地方独立行政法人の対象業務に博物館等の設置・管理を追加する予定であるところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例①については、博物館等^{※1}の設置・管理を行う地方独立行政法人に対する寄附についても、上記課税標準の特例措置の対象とする。 <p>（※1）博物館、美術館、植物園、動物園及び水族館をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例②については、いわゆる「博物館相当施設」^{※2}を設置・管理する地方独立行政法人（特例②-3については、その中でも、改正後の地方独立行政法人法施行令第4条第3号に掲げる博物館又は植物園を設置・管理する地方独立行政法人に限る。）に対する重要文化財等の譲渡についても、上記課税標準の特例措置の対象とする。 <p>（※2）博物館法第29条の規定により博物館に相当する施設として国又は都道府県の教育委員会により指定された施設をいう。</p>		
関係条文	<p>【特例①について】 地方税法第32条第2項（租税特別措置法第40条第1項、租税特別措置法施行令第25条の17第5項、所得税法第78条第2項、所得税法施行令第217条）、第72条の23第1項（法人税法第37条第4項、法人税法施行令第77条）、第314条の7第1項第3号、地方税法施行令第21条の3第1項</p> <p>【特例②について】 地方税法第32条第2項（租税特別措置法第40条の2第1項、租税特別措置法第40条の2第2項、租税特別措置法第34条第2項第4号）、第72条の23第1項（租税特別措置法第65条の3第4号）、第313条第2項（租税特別措置法第40条の2第1項、租税特別措置法第40条の2第2項、租税特別措置法第34条第2項第4号）</p>		
減収見込額	[初年度] 0 (—)	[平年度] 0 (—)	[改正増減収額] — (単位：百万円)

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>○公益目的事業たる博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人に対する寄附を奨励することにより、地域の公益増進を図ること</p> <p>○地方独立行政法人は、国・地方公共団体から運営費交付金や施設整備費補助金を得て事業運営しているところ、国・地方の厳しい財政状況に鑑みて、広く外部資金を導入し、経営に役立てること</p> <p>○国民共通の貴重な財産である重要文化財等について、所有者等による管理が適切でない場合には、個人・法人から博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人への移転の促進を図ることにより、その散逸・滅失等を防ぎ、保存・活用を適切に行うこと</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>【特例①について】</p> <p>○現行、「公益目的事業を行う法人（租税特別措置法第 40 条第 1 項、第 78 条第 2 項）」「教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人（租税特別措置法第 37 条第 4 項、第 70 条第 1 項）」について上記特例措置の対象とされているところ。</p> <p>○博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人は、まさに「公益目的事業を行う法人」「教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人」に該当するものであることから、上記特例措置の対象に加える必要がある。</p> <p>(参考：博物館法)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。</p> <p>【特例②について】</p> <p>○文化財保護法において、重要文化財等は、後世に適切な状態で引き継ぐ観点から管理・保存についての各種の規制が課されており、その散逸・滅失等を防ぎ、保存・活用を適切に行っていくため、所有者等による管理が適切でない場合には、文化財保護に強い責務を有する国・独立行政法人又は地方公共団体がその主体となることが必要である。</p> <p>○今回、地方独立行政法人法施行令の改正により、地方公共団体立の博物館等が地方独立行政法人に移行することが想定されるが、地方独立行政法人化された後についても、引き続き文化財保護の責務を有することになる。</p> <p>○他方、博物館法においては、博物館法の登録を受けているもの（同法第 2 条に規定するいわゆる「登録博物館」）のほか、同法第 29 条の規定に基づき国又は都道府県の教育委員会の指定を受けたものを「博物館相当施設」として位置付けている。この「博物館相当施設」については、事業達成に必要な資料の整備、学芸員に相当する職員の配置や年間 100 日以上の開館日数といった要件が法令上課されている。</p> <p>○このため、公益性・公共性の高い業務を行う地方独立行政法人の設置・管理する博物館等の中でも、重要文化財等の保存・活用に当たって必要な運営体制が一定程度整備されていると考えられる「博物館相当施設」に限り[*]³上記特例措置の対象に加えることにより、個人・法人から、文化財保護に必要な体制が整っている博物館等を設置・管理する地方独立行政法人への移転を促進し、その適切な保存・活用を図る必要がある。</p> <p>(※3) 特例②-3については、さらに、その中でも、土地と一体として指定された重要文化財たる建造物あるいは史跡、名勝、天然記念物たる植物等の譲渡が想定される博物館又は植物園に限ることとする。</p> <p>(参考：博物館法)</p> <p>(博物館に相当する施設)</p> <p>第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものであるものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>なし</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【特例①について】</p> <p>平成 26 年度概算要求における政策評価体系図</p> <p>【基本計画（24 年 6 月策定、25 年 4 月改正）】</p> <p>II. 地方行財政</p> <p>1. 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等</p> <p>【特例②について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省政策目標 1－3 地域の教育力の向上 ・文部科学省政策目標 1 3－2 文化財の保存及び活用の充実
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ○公益目的事業たる博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人に対する寄付を奨励することにより、地域の公益増進を図ること ○地方独立行政法人は、国・地方公共団体から運営費交付金や施設整備費補助金を得て事業運営しているところ、国・地方の厳しい財政状況に鑑みて、広く外部資金を導入し、経営に役立てること ○国民共通の貴重な財産である重要文化財等について、所有者等による管理が適切でない場合には、個人・法人から博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人への移転の促進を図ることにより、その散逸・滅失等を防ぎ、保存・活用を適切に行うこと
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ○公益目的事業たる博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人に対する寄付を奨励することにより、地域の公益増進を図ること ○地方独立行政法人は、国・地方公共団体から運営費交付金や施設整備費補助金を得て事業運営しているところ、国・地方の厳しい財政状況に鑑みて、広く外部資金を導入し、経営に役立てること ○国民共通の貴重な財産である重要文化財等について、所有者等による管理が適切でない場合には、個人・法人から博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人への移転の促進を図ることにより、その散逸・滅失等を防ぎ、保存・活用を適切に行うこと
	政策目標の達成状況	<p>【特例①について】</p> <p>既に設立されている地方独立行政法人は、その全てについて、寄付金等に係る課税標準の特例措置の対象となっている。これにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業を行う地方独立行政法人に対する寄付を奨励することによる地域の公益増進 ・地方独立行政法人に対する外部資金の導入 <p>が図られているところ</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	地方独立行政法人の対象業務に博物館等の設置・管理が追加される予定であることを踏まえ、一部の地方公共団体において、博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人が設立される見込み。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>【特例①について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現行、地方公共団体が運営する博物館等に対する寄付金等については、寄付金等に係る課税標準の特例措置の対象となっているところ、新設される博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人に対する寄付金等についても同様に特例措置の対象とすることにより、博物館等が地方独立行政法人化された後においても、引き続き、寄付が促進される。 ○これにより、上記の政策目標が達成されると考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>【特例②について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡等の買上げ <p>（平成 25 年度予算額：11,412 百万円）</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>【特例②について】</p> <p>上記の予算措置と、譲渡所得に係る本税制措置があいまって史跡等の地方独立行政法人への譲渡が促進される。</p>

	要望の措置の 妥当性	現行、 ・ 地方公共団体が運営する博物館等や、国の独立行政法人が運営する博物館等（独）国立文化財機構、（独）国立美術館、（独）国立科学博物館）に対する寄附金等に係る課税標準の特例措置 ・ 地方公共団体が運営する博物館等や、国の独立行政法人が運営する博物館等（（独）国立文化財機構、（独）国立美術館、（独）国立科学博物館）に対する重要文化財等の譲渡所得に係る課税標準の特例措置 が認められていることに鑑みれば、地方独立行政法人が運営する博物館等についても同様の特例措置を認めることは妥当である
ページ		6—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【特例①について】 既に設立されている地方独立行政法人は、その全てについて、寄付金等に係る課税標準の特例措置の対象となっている。これにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業を行う地方独立行政法人に対する寄付を奨励することによる地域の公益増進 ・地方独立行政法人に対する外部資金の導入が図られているところ
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>【特例①について】 既に設立されている地方独立行政法人は、その全てについて、寄付金等に係る課税標準の特例措置の対象となっている。これにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業を行う地方独立行政法人に対する寄付を奨励することによる地域の公益増進 ・地方独立行政法人に対する外部資金の導入が図られているところ
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>【特例①について】 既に設立されている地方独立行政法人は、その全てについて、寄付金等に係る課税標準の特例措置の対象となっている。これにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業を行う地方独立行政法人に対する寄付を奨励することによる地域の公益増進 ・地方独立行政法人に対する外部資金の導入が図られているところ
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>【特例①について】 平成 15 年度創設</p> <p>【特例②について】</p> <p>昭和 47 年度 国に対し重要文化財・準ずる文化財の売り渡しの際の譲渡所得税の非課税措置の創設 昭和 50 年度 国に加え、地方公共団体に売り渡した場合への拡充（重要文化財のみ） 昭和 55 年度 有効期限の設定（昭和 57 年 12 月 31 日まで） 昭和 57 年度 5 年間の延長（昭和 62 年 12 月 31 日まで） 昭和 62 年度 5 年間の延長（平成 4 年 12 月 31 日まで） 平成 4 年度 ①準ずる文化財について 2 分の 1 課税に変更 ② 5 年間の延長（平成 9 年 12 月 31 日まで） 平成 9 年度 5 年間の延長（平成 14 年 12 月 31 日まで） 平成 13 年度 独立行政法人国立博物館等に売り渡した場合の特例の維持 平成 14 年度 5 年間の延長（平成 19 年 12 月 31 日まで） 平成 19 年度 重要文化財については恒久措置化、準ずる文化財については 5 年間の延長（平成 24 年 12 月 31 日まで） 平成 23 年度 国に加え、地方公共団体に売り渡した場合への拡充とともに、2 年間の延長（平成 26 年 12 月 31 日まで）（重要有形民俗文化財のみ）</p>
<p>ページ</p>	<p>6 - 3</p>